

令和8年3月13日		
資料提供		
担当課	教育委員会	総務課 吉村(内線3668 直通Tel.073-441-3640)

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和8年2月中に教育委員会で受理した不正行為等通報(教育委員会事務局等や県立学校の業務に係るもの)について、概要を公表します。

1 教育委員会の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(内匿名)
県民等	2(2)
職員等	0(0)
計	2(2)

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	1
郵便・FAX	1
その他	0
計	2

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある中学校の給食時間に、特定の店舗の宣伝歌が流れている。	通報内容について、当該校を所管する市町村教育委員会に回付し、調査を依頼した結果、通報の事実が確認できたため、所管の市町村教育委員会から、指導したとの報告を受けた。
② ある中学校の管理職の言動が、職員に対するパワーハラスメントに該当する。また、同校のある教員の生徒に対する言動が乱暴であり、部活動の運営方法も不適切である。	通報内容について、当該校を所管する市町村教育委員会に回付し、調査を依頼した結果、一部事実が認められたため、当該市町村教育委員会から、管理職及び当該職員に指導したとの報告を受けた。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの 1 ②

(2)県の行政事務処理、その他に関するもの 1 ①

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの

(うち通報内容が事実とは認められないもの)

(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)

(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)

(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)

(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの 1 ①②

(3)調査を継続中としたもの

(4)不受理としたもの